

牛莊城老満文門額について

松 村 潤

1

1994年8月29日より9月7日まで瀋陽を訪れた際に、瀋陽・故宮博物院の石刻館において一つの老満文の門額を見出した。石刻館の説明板に「海州牛莊城老満文徳盛門門額」とあり、牛莊城の門額とされていた。実際に測定した寸法は、縦64・5釐、横127・5釐であった。この門額については Walter Fuchs 氏がその著書で紹介され^{註(1)}、さらに今西春秋氏が「天命建元考」なる論文^{註(2)}のなかで、この門額の老満文の解読によっては、天命建元の年次の問題が解決できるかも知れない、と述べられていたものである。

この門額は、康熙の『盛京通志』卷十「城池」の牛莊城の項に

城西四十里。明置驛於此。今設城守。其城周圍二里九十三步。門三。東曰徳盛。西曰外攘。北曰福勝。天命八年重建。

とあり、また『満文老檔』太祖五十八、癸亥の年七月の条には、

二十三日、海州、牛莊に築城するために Lisan, Mandulai, Unahai, Seoken, Yende, Cahara, Boicuka が行った。

とあるので、この門額が癸亥の年すなわち、天啓三年(1623)に重建された牛莊城の徳盛門の門額であることがわかる。

じつは、Fuchs 氏は山下泰蔵氏より贈られた拓本によって解読されており、原物を見ているわけではない、その附図に載せられているのは、この拓本の写真である。また今西氏も、のちに述べるように、Fuchs 氏の写真にもとずいて検討を加えられたのであり、この門額を実際には見ていない。すなわち、今回はじめて、

註(1) Walter Fuchs: *Beiträge zur Mandjurischen Bibliographie und*

Literatur. 1936. Tokyo.

註(2) 今西春秋「天命建元考」(『朝鮮学報』第14輯、昭和34年10月)

この門額の実物に関する直接調査が可能となったのである。

さて、Fuchs 氏は老満文を“Tondo erdemude uwesimbuhe duka”とローマナイズされるとともに、左右に小字で縦に記された年紀の部分で、“Aisin gurun-i abkai fulingga ningguci(?) aniya ilibuha.”と判読された。

また、今西春秋氏は、この Fuchs 氏の写真にもとづいてさらに解読を試みられている。ただ、このなかで本門額を鉄鑄としているのは誤りで、実際には暗緑色の石製である。さて、同氏は左側の小字の部分を

Aisin Gurun i Abkai Fulingga …… aniya (金国天命……年)

右側を

sahahūn ulgiyan aniya uyun biyade ilibuha (癸亥年九月建)

と解読された。

Fuchs 氏が、年紀を“ningguci(第六)?”、すなわち癸亥の年を天命六年かもしれないと考えられたのは、天命元年が萬曆四十六年であるとするものであり、今西氏が、ningguciとは読めず、強いて読めばあるいは“jakuci(第八)”ではないかとされるのに従えば、癸亥の年は天命八年となり、天命元年は『太祖実録』に見える如く萬曆四十四年ということになる。

2

萬曆四十四年丙辰の年(1616)をもって天命元年とするのは、第二代太宗 Hongtaiji の崇徳元年(1636)に告成した『清太祖太后実録』にもとづくと思われるが、順治重修の『太祖武皇帝実録』には、この年に「宣表頌爲列國霑恩明皇帝、建元天命」と記されており、以後これに従ったものである。

この萬曆四十四年に天命と建元したという清朝側の記録に疑問を呈したのが田川孝三氏である。氏は、朝鮮の『光海君日記』の己未の年(萬曆四十七年)四月九日の条に

時奴酋送鄭應井等。又遣人致書。稱以天命二年後金國汗諭朝鮮國王。枚數七宗惱恨。歸怨中朝。且求助。已約以通和息。胡差至滿蒲越邊。結草蓐以處。

王令過江入城款帶贈物。虜使之至我境自此始矣。

とあり、この「稱以天命二年後金國汗諭朝鮮國王」の記載に従って、萬曆四十七年が天命二年であるとすれば、天命と建元したのは前年の萬曆四十六年となり、清朝側の記録とは二年の差が生ずることを指摘された註(1)。これに刺激された三田村泰助氏は「天命建元の年次に就て」と題する論稿を発表された註(2)。

三田村氏はまず、『滿文老檔』太祖五、丙辰の年(萬曆四十四年、1616)正月の記事の考察を行われた。すなわちこの条には

丙辰の年、Sure Kundulen Han の五十八歳の正月元日、申の日に、国の諸王諸大臣衆人が皆会して、「我らの国は Han なしに過ごして大いに苦しんだので、天はこの国人を安らかにさせるようにと我が Han を生まれさせたのであろう。天の命によって生まれ、貧苦する国人を愛しみ養う賢人であり達人である Han に尊号を上ろう。」と議定し、八旗の諸王諸大臣は衆人を率いて四方四隅の八処に立った。(中略) Erdeni Baksi は Han の前方に立ち、「天が衆国を恩養するようにと任じた Genggiyen Han」と尊号を称えた。

とあるが、建国について何等の記載もないし、建元についても一語も言及していないことを述べ、ついで前掲の『光海君日記』己未の年四月九日の条に見える太祖が朝鮮に手交した文書には滿漢二体の「後金国天命皇帝」の印が捺されていたことを指摘した。なお、この印の滿文は *abkai fulinggai fon be alaha han* となっている。そして、三田村氏は萬曆四十四年丙辰の年に Nurhaci が Han 位に即いた事実はあるが、中国風に倣って帝位に即き、建国建元のことをおこなった事実はなく、『太祖老檔』も、この Han 位に即いた丙辰の年以後も、年次を記すのに「天命」を用いず、従来通り「干支」を用いたとする。

註(1) 田川孝三「毛文龍と朝鮮との関係について」

(『青丘論叢』第3号、昭和7年2月)

註(2) 三田村泰助「天命建元の年次に就て — 太祖滿文老檔の一考察 — (1)、(2)」(『東洋史研究』第1巻第2号、第3号、昭和10年12月、昭和11年2月)

明側の『神宗実録』萬曆四十六年四月甲寅の条には

建酋差部夷章台等。執夷箭印文。送進擯去漢人張儒紳・張棟・楊希舜・廬國士四名。進關聲言求和。傳來申奏一紙自稱爲建國。内七宗惱恨等語。

とあり、『三朝遼事實録』萬曆四十六年の条にも、

閏四月、奴兒歸漢人張儒等。賚夷請和。自稱建州國汗。備述七宗惱恨。

とある。すなわち萬曆四十六年戊午の年は、七大恨を出して明に独立を宣言した年なのである。そして満洲自らが「建國」といい、「建州國汗」と稱しているのである。もし『清太祖武皇帝実録』に述べるごとく、萬曆四十四年丙辰の年に「後金國」「天命」と稱したとするならば、なぜこれを用いなかったのであろうか。これについて三田村氏は萬曆四十四年には「後金國」「天命」の命名の事実はなかったのであり、明側が建国建元のことを知ったのは、同氏は引用していないが、『神宗実録』萬曆四十七年六月庚午の条に、

禮科給事中斤詩教題。逆酋僭號乞急遣經略以彰神武。稱奴酋陷我城堡以來。目中已無中國。近如朝鮮咨報所云。輒建國改元稱朕。皆繇楊鎬輕躁寡謀取侮小夷。倏邇秋高馬肥勢必深入。不知何以待之。惟願立點新推經略熊廷弼。賜之尚方庶可少釋東顧之憂。留中。

とあるごとく、萬曆四十七年になって朝鮮の咨報により「後金國」「天命」の建国建元の事実ははじめて知ったのであるとする。

天命二年の年次を記した『光海君日記』の記事について、三田村氏は次のような解釈を示している。萬曆四十七年三月のサルフ戦の勝利によって Nurhaci は遼東に勢力を樹立する確信を抱くに到った。そしてその勝利の後に最初に政治的交渉を開始したのが朝鮮である。そこで Nurhaci は朝鮮に国書を送り、戦勝者の立場より自分を「金國」の正当なる後継者たることを説き、天命はすでに明を去ったことを論じた。そしてその国書の形式を調える必要上、とりあえず「後金國」と稱し、「天命」の年号を作成したのであろうとする。そして、李民賓の『冊中日録』萬曆四十七年三月十三日の条に、「聞奴中方草通書。鑄成印額。」とある印額は、その Nurhaci の朝鮮への国書に捺した「後金國天命皇帝」とある満漢二体の印であり、事に臨んで急遽鑄印したのであり、前年もしくは丙辰の年に中国

風に帝號を稱したのであれば、このような形式的なものは当然具備されるもので、その国書に「天命」とあるのは、七大恨を出した年は、建国建元を行なうにふさわしい年と考え、翌萬曆四十七年を天命二年としたのであろうという。つまり、「後金国」「天命」を創成使用したのは萬曆四十七年のことであり、しかも天命元年は存在しなかったというのである。

3

天命元年を萬曆四十六年とする三田村氏の説に対し、今西氏は「天命建元考」において再考を試みられた。すなわち前掲の丙辰の年の Nurhaci の即位記の中には、いわゆる皇帝の位に即いたという明確な表現はないが、ただの Han 位に即いたのでは決してない。『満洲実録』卷三には、

丙午の歳（萬曆三十四年、1606）十二月に、同じ Enggeder Taiji が蒙古国の五部の Kalka の衆 Beile 等の使いを引きつれて駱駝・馬を齎らして叩頭しに来た。太祖 Sure Beile を崇めて Kundulen Han と言った。

とあるように、すでに萬曆三十四年に Han 位に即いている。したがって丙辰の年に尊号（amba gebu 《大いなる名》）を上ろうというのは「皇帝」の位にほかならないとする。『太祖実録』が、この尊号を「列國霽恩明皇帝」と漢訳し、この時までの Han を「汗」、この時以後の Han を「帝」と漢訳しているのは正当であるとする。しかし『太祖老檔』では建国建元については全く触れていない。しかも太祖紀を通じて「後金」という国号も「天命」という年号もひとつも表れない。国は「女眞国」であり、紀年は一切「干支」のみによっている。しかし『太祖老檔』の中 abkai fulingga fon be aliha han（天命・時を受けた han）という言い方は見えているし、「天命」という漢字号、“abkai fulingga”という満字号は最初に紹介した門額や当時の貨幣・印璽に記録されているし、明や朝鮮の文献にもあらわれており、この年号が使用されたことは疑いない。しかし、問題の「天命何年」という言い方は、一向にあらわれない。要するに天命建元は確実に年次の表示に用いた痕跡はないとする。

この一向に使用しなかった理由について、今西氏は当時の満洲族の社会にあっては年号などというものは実際生活とは全く無縁のものであり、暦日の観念すら殆どもちあわせていなかった彼等に何の必要もなかったとする。しかし彼等とても全く年次を示す必要がなかったわけではなく、それには干支を用いたに相違ないと述べられている。したがって『太祖老檔』が天命の年号を用いなかったからといって訝しむには当たらないとする。

老檔のどこにも建元に関する記録を留めていないということは、建元という事実が、結局なんら老檔記録者の関心を惹くほどのことではなかったと今西氏は考えられた。そして、崇徳の改元についても、老檔は天命と同様、何一つ記録していないことを指摘している。

ついで三田村氏が萬曆四十七年に「後金国」「天命」と称した裏づけとしてあげている朝鮮の羅萬甲の『丙子録』に、「是年五月。努兒哈赤僭號後金國汗。建元天命」とあることについては、『丙子録』の記事は、サルフ戦を誤って萬曆四十六年のこととし、その戦記のあとに「是年建元」としているもので、あまり拠りどころになる記事ではないとする。また三田村氏が Martin Martini の『韃靼戦記』^{註(1)}に、太祖の即位の三年目すなわち萬曆戊午の年に「天命」を称したとあるのを、恐らく伝聞の誤りであろうしているのに対し、これを誤聞だとするわけにはいかないのであって、今西氏としては、むしろ『神宗実録』の「建国」と表裏して事実を伝えているものと解釈したいと述べている。そして、天理図書館所蔵の伊藤仁齋の「大清建国考」に引用されている『皇明実紀』・『明紀全載』^{註(1)}が萬曆四十六年の天命建元を伝えていることを述べ、それが何に拠ったのかは判らないとしても、いずれにしても Martini の所伝とは完全に一致している

註(1) Martin Martini: *Histoire de la guerre des contre la Chine.*

註(1) 今西氏は、『明紀全載』の方は『明紀全編』という名で東洋文庫に収蔵されていると述べているが、東洋文庫所蔵本を検すると、その見返しには「朱青巖先生輯略明紀全編」とあるものの、『明紀輯略』という題名で登録されている。

とする。今西氏は天命の萬曆四十六年建元説を一応認めざるをえないとはするものの、その根拠はあくまで動かないものであるというほど堅固なものでないとする。そして、この問題を解決する決め手として牛莊城の門額について触れているのであるが、これについては後述する。

4

台湾・中央研究院の黄彰健氏は「清太祖建元考」^{註(2)}で天命建元の問題をとりあげているが、その中心となるのは『光海君日記』己未の年四月九日の条にみえる Nurhaci から朝鮮国王に出された国書である。すでにこれについては三田村氏が『満文老檔』太祖九、己未の年（萬曆四十七年、1619）三月の条にあるものを全文引用して翻訳された。三田村氏の翻訳は逐語訳にすぎないので、あらためて文意の通じるように拙訳すると、以下のとおりである。

その明兵を応援に来た朝鮮兵五千を降伏させた時に連れて来てあった朝鮮の官人四人、通事一人、全て五人を釈放して、書に明の皇帝に対する七大恨の言を書き、小恨の言を添え、また次のように書いて持たせて遣わした。「この明国に対して我が開戦した事情を告げよう。昔、金の皇帝、蒙古の Han は、三四国を統一して従わせて暮らしていたが、それは何代もまた幾年も続かなかった。そのことは我にはよく解っている。我は訳もわからずにこの戦いを始めたのではなく、明国が常に我に干渉するのでこうしたことになったのである。もし我が心中に最初から大國明の皇帝と仲悪くなりたと思っていたのなら、天が誤るはずはない。天はなぜ我を正しいとしたのであろうか。天は明の皇帝の方よりも我の方に寛大なのであろうか。そうではなく、天は非を非とし、是を是とし、正しい判断を下すからそうなのであろう。天は我を是とし明を非とした。汝朝鮮は明を援けて我に対して兵を向けたのでく朝

註(2) 黄彰健「清太祖天命建元考」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』第37

本下冊、1967年)

鮮兵は自ら来たくて来たのではなく、明に敵わず日本との事件の際の恩を報いるためにやって来たのであろう。昔我が金の大定帝の時、高麗の大臣趙位龍が四十余城を率いて叛き来たり投じたが、大定帝は我が金国が宋の徽宗・欽宗両皇帝と戦った時、高麗はどちらにも味方しなかった正しい国であると言って、それを受け入れずに高麗に還したということである。それを思えば我等両国は元来仲が悪くなかった。)と我は考えて、汝の兵を率いてきた大小の官人十人を生け捕ったが、汝朝鮮王のことを思って留めてある。このこととなりゆきを汝朝鮮王は考えてみよ。天下にはいろいろの国がある。大国ばかり栄えて小国は皆亡びるのであろうか。この大国の明の皇帝とて、同じ天の掟に従って暮らすのであろうと我は思っていた。ところがこの明の皇帝は、天の掟に背いて不当に強情を張り、道に外れた行いをして諸国を苦しめている。このことをば汝朝鮮王が知らないわけがあろうか。聞くところに拠れば、明の皇帝は朝鮮国や我が国に皆彼の諸子を派遣して君主にしようと言っているそうだ。この明の皇帝は我等両国を凌辱したことが多いのだ。朝鮮王は、心中に、(我等両国が心を合わせて明に怒ろう。)と思うか。それとも、(自分は一度明に味方したのだから明から離反すまい。)と思うか。汝の言を聞きたい。」このように書いて、三月二十一日にその五人の朝鮮人に Jušen 二人を付けて遣わした。

三田村氏は、この老檔の記事と、『満洲実録』(満文)の記事との異同を示すとともに、漢文実録と大東野乗本所収の趙慶男の『乱中雑録』にみえる来文との比較をされている。しかしどうしたわけか、三田村氏は来文の最後にある天命三十六年の日付を無視された。黄氏はこれに注目して、この天命三十六年なる日付を単なる誤りとはせず、Nurhaci は萬曆四十七年にあつて萬曆十二年を天命元年と追認したという新見解を発表されたのである。

なお、黄氏は三田村氏の拠った大東野乗本よりは1964年に刊行された大韓民国大邱本がすぐれていることを指摘されているので、以下、それによって『乱中雑録後録』の己未萬曆四十七年の条にみえるその記事を示すと、

(四月)初四日、元帥武從事官鄭應井及許依・李長培・景瑞子得振・通事河

世國等自胡中持胡書出来。差胡二名。留在滿蒲。越邊以待回答。胡書。後金
國汗奉書于朝鮮國王。汗於南朝有七宗惱恨。(中略)故奉書以俟國王回音。
天命三十六年月日。〔萬曆十二年甲申。彼賊亦稱帝改元。鍊奏軍馬。潛懷犯
上之志。而中原及我國皆未知之亦無益矣。〕

とある。この国書の出された萬曆四十七年当時にあつては、朝鮮との往復文書は漢文が使用されていた。したがって老檔に収められている滿洲文の文書は原物ではなく漢文文書よりの翻訳である。『武皇帝実録』および『滿洲実録』にあるものは、さらにこの老檔の滿洲文より漢訳されたものである。したがって原物にもっとも近いものは『乱中雜録統録』に収録されているものといえよう。黄氏は『光海君日記』にあるものは、当時原文書を紛失して手もとにおく摘要を採録したもので信拠しがたいとされた。

黄氏も天命の年号がサルフ戦の勝利以前に定められていないという点では三田村氏と同じ見解であるが、どの年を天命元年と追認したかについては、前述のごとく太宗朝の史臣が萬曆四十四年を採用したのに対し、黄氏は『乱中雜録統録』の附註に注目して、萬曆十二年を天命元年と追認したというのである。何故萬曆十二年が元年とするにふさわしいかについては、その前半 Nurhaci は宿敵の Nirkan Wailan を討つべく父祖の遺甲十三副をもって挙兵したことをあげ、この年より天眷を蒙ったと考え、翌萬曆十二年をもって天命元年としたのであらうと述べている。そして萬曆四十七年、この書を受けた朝鮮側は、Nurhaci が後金国汗と僭称し、天命と建元したと明に報じているが、この天命建元については Nurhaci の側近には Dahai のような漢文を理解するものがいたとはいえ、その知識程度は低かった。そこで、中国の前例に暗く、国号としては「後金」、また年号については帝位に就いた年を元年とせず、さかのぼって萬曆十二年を元年とするような事態が起こったのであるとする。しかし、やがて中国の成例を知るに及んで、「後金」を「金」に改めると共に、年号の方は天命の下に干支紀年を用い、数字を用いることを止めた。このことは、すでに天啓元年(1621)五月から開始され、李永芳が朝鮮の辺將に送った書にも、「天命辛酉五月」と記して「天命三十八年」とは書かなかつた。要するに年号の方は妥当でないと気づいたが、天命

の年号は廃除せず、干支紀年に変えて糊塗したというのである

5

以上、天命建元に関する諸説を紹介してきたが、ここで今西氏が天命年次の決め手とされた牛荘城の門額について考察したい。

天命紀年の門額としては、東京城の天祐門の門額がある。これも今西氏がすでに「天命建元考」のにおいて紹介されているが、じつは氏はその実物をみていない。氏は北京でその門額の写真をなにびとからか寄贈され、それにもとづいて解説されたのである。そして、中央に記された門の名のところを

Abkai Usiha Duka (天星門)

両傍の小さく記された部分を

Aisin Gurun i Abkai Fulingga sahaliyan

indahūn aniya juwari biyade ilibuha

とローマナイズされている。

康熙の『盛京通志』巻一、京城志には

東京城 在太子河東離遼陽八里。天命六年建。城週圍六里零十步。高三丈五尺。東西廣二百八十丈。南北袤二百六十二丈五尺。城門八。東門二。一曰撫近。一曰內治。西門二。一曰懷遠。一曰外攘。南門二。一曰德盛。一曰天祐。北門二。一曰福勝。一曰地載。號曰東京。天命十年遷瀋陽^{註(1)}。

註(1) 乾隆の『盛京通志』巻五、京城には

東京城。在太子河東離遼州城八里。天命六年建。週圍六里零十步。高三丈五尺。東西廣二百八十丈。南北袤二百六十二丈五百。城門八。東向者左曰迎陽。右曰詔陽。南向者左曰龍源。右曰大順。西向者左曰大遼。右曰顯德。北向者左曰懷遠。右曰安遠。天命十年遷盛京。

とあり、康熙の『盛京通志』と門の名を異にしている。康熙から乾隆の間に門名がなぜ変更されたかは後考を俟つ。

とある。

じつは先年、この門額の拓本が徳島県鳴門市の県立鳥居（龍藏）記念博物館にあることを知って調査して来たのであるが、本年十一月になって、この門額そのものが、東京の調布市郷土博物館にあることがわかり、早速調査を実施した。

この東京城天祐門の門額は、無圈点の老満文で記され、年紀も *sahaliyan indahun*（壬戌）の年とあるので、天啓二年（1622）年にあたり、さきの牛荘城徳盛門の門額より一年古いものである。今西氏は、この門額の中央を“*Abkai Usiha Duka*”と読まれたが、これは正しくは“*Abkai Gosiha Duka*”と読むべきであって、これはまさしく東京城南門の「天祐門」にあたる。現在、今西氏が“*Aisin Gurun*”と解読した正面左側上の部分は、すでに剥落しており、判読不可能であるが、このことは徳島の鳥居記念博物館所蔵の拓本でも同様である。この部分以外は、今西氏のローマナイズのとおりである。すなわち、この東京城の門額では「天命壬戌年」と干支で紀年するのみで、実際の歳数での紀年は記されていないのである。

瀋陽・故宮博物院の大政殿の傍らにある陳列館には、さきの門額と同じ牛荘城で、門額と同じ癸亥年に鑄造された「雲版」が所蔵されている。この雲版の裏版には、

（右側）大金天命癸

（左側）亥年鑄牛莊城

と漢字が記されており、「天命癸亥年」とあるだけで歳数紀年ではない。ちなみに、陳列館に掲げられたこの雲版に対する解説には、

大金天命八年鑄造的報警器。其珍貴之處在于版上宙文。證實努爾哈赤稱汗時國號曰大金。

とあった。

このように、天命壬戌年の東京城天祐門の門額、また天命癸亥年の牛荘城の雲版ともに歳数紀年がなされていない。とくに後者は、牛荘城徳盛門の門額とほぼ同時期につくられたものである。

残念ながら牛荘城の門額は傷みが激しく、中央部分の“*Tondo Erdemude Uwe-*

simbuhe Duka”を除いて、左右の小字の部分は判読がかなり困難である。したがって、Fuchs氏の拓本の写真の真偽を完全に解明することは出来なかった。しかしながら、筆者は今回の調査によって、この部分を以下のように解読したい。

(左側) Aisin Gurun i Abkai Fulingga sahaḥūn

(金国天命癸)

(右側) ulgiyan aniya juwari biyade ilibuha

(亥年夏月建)

すなわち、牛荘城の門額は、東京城と同様の形式であって干支紀年のみで、歳数紀年はなかったのではないかと考えられる。したがって、今西氏のように、この門額によって天命建元の年次を推定することは出来ないと思われる。

『御製増訂清文鑑』 電脳処理による研究に向けて

中 嶋 幹 起

1

上記の表題について述べるのにさきだち、まず、A A 研のコンピュータによる情報処理の設備と環境を紹介しておきたい。

A A 研では、これまで、アジア・アフリカの諸言語のデータをコンピュータ化して、それぞれの言語に関する音韻論、統辞論、語彙論のそれぞれのレベルでの分析はもちろんのこと、歴史学、民族学、社会学など多目的な用途に供せられるデータベースの作成を積極的にはかってきた。1978年にメインフレーム・コンピュータが導入され、以来今日まで、何代かの世代交代を経て、現在では